

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 6 月 1 日
株式会社じげん

2026年6月1日

東京都港区虎ノ門三丁目四番八号
株式会社じげん
代表取締役 平尾 丈

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

当社（以下「甲」といいます。）は、保険マンモス株式会社（以下「乙」といいます。）との間で締結した2026年3月30日付吸収分割契約に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、乙のFP紹介事業（リーズ事業及びイベント事業をいい、以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を甲が承継する吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。本分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本分割は、2026年6月1日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社（乙）における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

当該請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による株式買取請求に係る手続の経過

乙は、会社法第785条の規定に基づき、同条に定める手続を行いました。なお、同条に基づき株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による債権者異議手続の経過

乙は、会社法第789条の規定に基づき、2026年4月28日付で、官報及び日刊工業新聞により、債権者に対し、本分割について異議を述べることができる旨の公告を行いました。なお、会社法第789条第3項に基づき、知れている債権者に対する各別の催告は省略いたしました。異議申述期間内に、本分割について異議を

述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（甲）における手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

甲は、会社法第 797 条第 3 項第 4 項の規定に基づき、2026 年 4 月 28 日付で、本分割を行う旨並びに乙の商号及び住所を公告しました。

会社法第 796 条第 3 項に基づく反対通知期間内に、同項に定める数の株式を有する株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による債権者異議手続の経過

甲は、会社法第 799 条の規定に基づき、2026 年 4 月 28 日付で、官報及び電子公告により、債権者に対し、本分割について異議を述べることができる旨の公告を行いました。なお、会社法第 799 条第 3 項に基づき、知っている債権者に対する各別の催告は省略いたしました。異議申述期間内に、本分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社（甲）が吸収分割会社（乙）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

甲は、本分割の効力発生日である 2026 年 6 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、乙が FP 紹介事業（リーズ事業及びイベント事業）に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。

甲が乙から承継した主な権利義務の内容は、以下のとおりです。

(1) 資産

本件事業に属する売掛金、貯蔵品、短期貸付金、貸倒引当金その他の流動資産、本件事業に属する工具器具備品等の有形固定資産、ウェブサイト構成物、ソフトウェア、ドメイン、商標その他の無形固定資産、並びに本件事業に属する子会社株式その他の資産を承継しました。なお、現金及び預金は承継対象に含まれておりません。

(2) 債務

本件事業に属する前受金、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税、返金調整引当金その他の流動負債、甲からの借入金及び本件事業に属するそ

の他の固定負債を承継しました。なお、本分割により乙から甲に承継された債務その他の義務の引受けは、免責的債務引受の方法によります。

(3) 契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務を承継しました。

(4) 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

甲は、本書作成日時点において、本分割に係る会社法第 923 条に基づく変更の登記の準備を進めております。変更の登記をした日は、確定次第、変更後の事項として開示いたします。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 分割対価の交付に関する事項

甲は、吸収分割契約書第 5 条に基づき、乙に対し、本分割の対価として、金 418 百万円相当の甲の普通株式を、2026 年 6 月 30 日までに交付する予定です。

甲が乙に交付する甲の普通株式数は、甲の普通株式 1 株あたりの金額を、支払日前月の東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出し、これに基づき決定します。

(2) 資本金及び準備金に関する事項

甲は、本分割により、資本金及び準備金の額を増加しておりません。

(3) 吸収分割契約の変更の有無

吸収分割契約の締結日から本分割の効力発生日までの間に、吸収分割契約の内容について重要な変更はありませんでした。

以上